

# 秦漢時代の交通と情報伝達

——公文書と人の移動——

藤田 勝久

はじめに

戦国秦漢史の簡牘学では、これまで法制史を中心とした研究が蓄積され、とくに法律、行政、裁判などの文書行政が主体となっている。<sup>(1)</sup> こうした公文書の伝達は、文字資料が施設を通じてリレー式に受け渡されるもので、いわば今日の郵便や官庁の伝達にあたる。また古代社会では、こうした文字資料の伝達のほかに、人の移動にともなう情報伝達がある。これには水陸の関所や、宿泊施設、通行証明となる伝と符、交通手段、食事の規定が問題となり、秦漢交通史の研究が進められている。<sup>(2)</sup> しかし社会のなかで、交通と情報伝達のあり方をみれば、なお残された課題がある。

たとえば古代の旅行では、天下を巡行した秦の始皇帝が有名であり、前漢時代の武帝の巡行や、司馬遷の旅行などがよく知られている。<sup>(3)</sup> 交通と人の往来には、戦国時代から各国に派遣された使者や遊説家の往来があり、そのほか軍隊の出勤による人びとの移動がある。秦漢時代では、中央から地方への官僚の赴任、官吏の往来や、公用出張、公文書の伝達と報告、徭役や租税の輸送とその引率、休暇による帰省、客と商人などの往来と、これらに随行する人びとの交通がある。こうした交通と旅行の形態は、各地に伝達される情報のあり方をふくめて、十分には解明されてい

い点も多い。<sup>(4)</sup>これに對して、近年では里耶秦簡や張家山漢簡、尹灣漢墓簡牘などの発見によって、しだいに具体的な実態がわかるようになった。

そこで本稿では、まず里耶秦簡と居延新簡、敦煌懸泉置漢簡の地名里程簡をめぐって、旅行ルートと里程の問題を検討してみたい。そのとき注目するのは、公文書など文字資料の移動と、人の移動によるちがいである。つぎに交通システムを具体的に理解する地理空間として、尹灣漢墓簡牘にみえる漢代東海郡を例として分析し、交通と情報伝達との關係を考察してみたいとおもう。

## 一 地名里程簡をめぐって

里耶秦簡には「地名里程簡」がある。『文物』二〇〇三年一期では、写真がなく、一つの積文だけであるが、『里耶発掘報告』では三種類の写真と積文を載せている。<sup>(5)</sup>最初の里程簡(①652、彩版四十右上)は、鄢から里耶古城がある遷陵県までの地名を記しており、その交通ルートが注目されたものである(以下、目安として秦漢の一里を約〇・四キロとする)。

……□	鄢到銷百八十四里	一八四里(約 七三・六キロ)
………里	銷到江陵二百卅六里	二四六里(約 九八・四キロ)
………里	江陵到孱陵百一十里	一一〇里(約 四四・〇キロ)
………六十四里	孱陵到〔素〕二百九十五里	二九五里(約 一八・〇キロ)
	〔素〕到臨沅六十里	六〇里(約 二四・〇キロ)

臨沅到遷陵九百一十里

九一〇里 (約三六四・〇キロ)

〔凡四〕 千四百卅四里

〔計一、七九九里、約七一九・六キロ〕

このルートは、今の湖北省にあたる鄢、銷、江陵(荊州市)、孱陵をへて、湖南省の索、臨沅の方面に行き、その終点は遷陵県である。

このほか断簡であるが、二点の地名里程簡が追加されている。⑬12 (彩版四十、1) には、今の河北省(秦代の巨鹿郡)の地名があり、それを並べれば「高陽―武垣―饒陽―樂成―武邑―信都―武…―宜〔成〕」となる。また⑭14 正面(彩版四十)には、今の河南省(秦代の東郡、三川郡、陽郡、潁川郡)の里程がある。この背面には「●泰凡七千七百廿二里」という合計を記している。

……里 高陽到…… □陽到頓丘百八十四里 □……

……里 武垣到…… 頓丘到虚百卅六里

……里 □里 饒陽□…… 虚到衍氏百九十五里

……九里 樂成□…… 衍氏到啓封三百五里

……百七十五里 武邑…… 啓封到長武九十三里

……百卅五里 信都…… 長武到僑陵八十七里

……□里 武…… 僑陵到許九十八里 ⑰14 正面

……〔十〕九里 宜〔成〕…… ⑱12

『発掘報告』では、張家山漢簡や居延新簡、懸泉置漢簡と比べながら、郵駅の設置と関連させて説明している。居延新簡(EPT59・582)には、長安から西域に至る里程を、つぎのように記している。<sup>7)</sup>

長安至茂陵七十里 月氏至烏氏五十里 婁圍至居延置九十里 刪丹至日勒八十七里  
 茂陵至茯置卅五里 烏氏至涇陽五十里 居延置至鱧裏九十里 日勒至鈞著置五十里  
 茯置至好止七十五里 涇陽至平林置六十里 鱧裏至循次九十里 鈞著置至屋蘭五十里  
 好止至義置七十五里 平林置至高平八十里 循次至小張掖六十里 屋蘭至氏池五十里  
 また敦煌懸泉置の里程簡 (PI 90DXT0214①: 130) には、<sup>(8)</sup> 以下のよう<sup>(9)</sup>にみえる。

蒼松去鸞鳥六十五里 氏池去鱧得五十四里 玉門去沙頭九十九里  
 鸞鳥去小張掖六十里 鱧得去昭武六十二里府下 沙頭去乾齊八十五里  
 小張掖去姑臧六十七里 昭武去祁連置六十一里 乾齊去淵泉五十八里  
 姑臧去顯美七十五里 祁連置去表是七十里 ● 右酒泉郡界置十一 ● 六百九十四里

『発掘報告』は、里程簡の交通ルートが、北方から中原、南方に至る重要な駅道であり、<sup>(17)</sup> 14が屈折しているのは、黄河を避けたためかと推測している。また秦は、天水放馬灘秦墓の木板地図にみえるように、里程を記す交通制度が厳密であり、漢簡の里程簡は、秦代の特徴を継承して、郵駅と行書制度と密接に関連するとみなしている。<sup>(9)</sup>

たとえば睡虎地秦簡「行書律」では、命書や急書は留めてはいけな<sup>(10)</sup>いし、発信と受信を記録することが要求されていた。漢代初期の張家山漢簡「二年律令」行書律二六四、二六七簡では、郵を置く距離は、通常一〇里(約四キロ)ごとに一郵を置き、南郡の長江より以南では二〇里(約八キロ)ごとで、北地郡と上郡、隴西郡の三郡では三〇里(約一二キロ)ごとに一郵としている。ただし危害の恐れがあつて郵が置けないときは、門亭の卒や捕盜が行つてもよく、土地が險しく郵が置けないときには、便利な所まで進退してよいという規定であつた。また郵では、公用で下僕が随行していない者には食事を提供し、下僕のある者には調理具を貸している。<sup>(11)</sup>

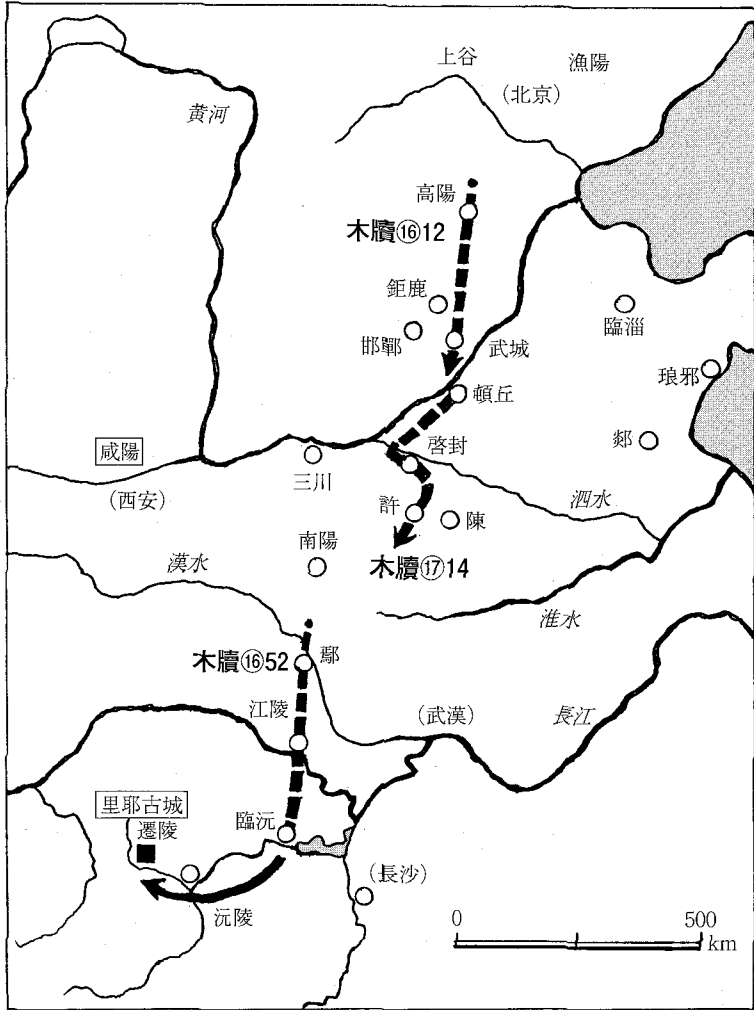


図1 里耶秦簡「地名里程簡」のルート

十里置一郵。南郡江水以南、至〔索〕南水、廿里一郵。一郵十二室。長安廣郵廿四室。敬〔警〕事郵十八室。有物故・去、輒代者有其田宅。有息、戸勿減。令郵人行制書・急書、復、勿令爲它事。畏害及近邊不可置郵者、令門亭卒・捕盜行之。北地・上・隴西、卅里一郵。地險陝不可郵者、得進退就便處。郵各具席、設井磨。吏有縣官事而無僕者、郵爲炊。有僕者、段〔假〕器。皆給水漿。

このほか里耶秦簡には、郵人に関する文書がある。<sup>(12)</sup>そこで里耶秦簡の里程簡は、文書伝達の機構と、郵置系統の実際の状況とみなしている。

これに関連して、漢簡の里程簡には、つぎのような説がある。<sup>(13)</sup>張俊民「二年律令・行書律」浅析」では、居延新簡や懸泉置漢簡の里程簡を引用して、郵駅設置の距離に一定の規定があるが、実際の状況に応じて、その距離はそれほど統一されていないとする。また漢初の行書律は、直接的に前漢後半期の漢簡と比べることができず、郵と道里の設置も一致していないという。そのとき郵と置は、『説文』に「郵、境上傳書舎也」とあり、『後漢書』列伝五八李賢注に引く『風俗通』に「漢改郵爲置。度其遠近之間置之也」という説明がある。しかし張俊民氏は、『二年律令』津関令五一六〜一七簡に「長沙地卑濕。不宜馬。置缺不備一駟。未有傳馬。請得買馬十。給置傳。以爲恒」とあり、置は漢初から郵駅機構の名称であるとする。そして前漢中後期に郵の業務が拡大すると、漢初の郵が完備された置に変わるのではないかとする。

それでは里耶秦簡や漢簡の里程は、どのように理解したらよいのだろうか。まず里程簡を郵による文書伝達の距離とみなすとき、張家山漢簡「行書律」の規定とちがっている。「行書律」では、一〇里に一郵が基準であり、長江より以南では二〇里、北地郡と上郡、隴西郡では三〇里に一郵となっていた。ところが里耶秦簡①⑤2では六〇里から九一〇里の距離があり、①⑥12では一三五里と一七五里、①⑦14では八七里から三〇五里となって、すべて基準をこえてい

る。仮に「行書律」でいうように、郵人の行書が一日一夜で二〇〇里（約八〇キロ）のノルマとしても、⑩52の二四六里、二九五里、九一〇里と、⑪14の三〇五里は、この基準をこえている。

また漢簡の場合も、一〇里あるいは二〇里、三〇里に一郵という基準をこえている。居延新簡 (EPT59・582) では、とくに辺境ではない中央においても、長安から茂陵まで七〇里、茂陵から栒置まで三五里という距離が問題となる。ここでは茂陵から以降に、栒置、義置、平林置など置の地名が多いことと、すべて一〇里以内の距離（平均六六里、約二六・四キロ）であることが特徴である。懸泉置漢簡 (①130) では、辺境の地名に限られているが、ここでは県と置が混ざっており、その距離は一〇〇里以内（平均六八里、二七・二キロ。合計記載の平均六三里、約二五・二キロ）となっている。とすれば里耶秦簡や漢簡の里程は、たしかに漢代初期の文書を伝達する郵の設置や、一日の行程とは違っている。したがって秦漢時代の里程簡は、別のノルマあるいは基準となる距離を記したことになる。

さらに里耶秦簡では、行書のルールとは異なる特徴がみられる。一は、木牘⑫12、⑬14の地名や里程が、咸陽（中央）から地方へのルートではないことである。もし居延新簡 (EPT59・582) のように、都の長安から地方への距離を記すのであれば、文書などの伝達ルートとみなすことができよう。しかし⑭12、⑮14の二枚は、黄河をはさんで北から河北省と、河南省を南下するルートを示している。その始点と終点は不明であるが、⑮14背面の「泰凡七千七百廿二里」（約三、〇九〇キロ）という里程は、少なくとも中央から地方への里程ではない。また秦代の交通路を示す始皇帝の巡行ルートとも異なっている。<sup>14</sup>しかも里程は一〇〇里以上の場合があり、衍氏から啓封までは三〇五里もある。

木牘⑯52の場合は、その始発点は咸陽かもしれないが、やはり里程間の距離が大きく、臨沆から遷陵県の間は九一〇里もある。これらの地名の里程は、『二年律令』行書律の規定よりはるかに長くなっている。地名里程簡にみえる県の間には、これ以外にも南郡や洞庭郡の県が存在しており、これは文書を伝達する郵駅の里程とは違っている。

それでは里程簡の距離が、漢初の郵の設置や一日の伝達ノルマを示すものではないとすれば、どのような里程を示すのだろうか。ここでは、1公文書などの文字資料と、2人の移動に分けて考えてみよう。

公文書の伝達では、すでに張家山漢簡や居延漢簡を通じて通伝の過程が考察されている。<sup>(15)</sup> その要点は、郵による重要な文書（詔書や、速達、書留にあたるもの）と、一般の文書（行政施設によるもの）に区分することができる。郵の間の距離は、『二年律令』行書律に漢初の規定がみえていた。また各中継地の区間について、永田英正氏は、文書の通伝に各中継地で日時と中継者を記録し、所定の中継区間ごとに付け替えて郵便物とともに伝送したという。その記録が完了すると、後日に候官に記録を提出することになっていたと理解している。

陳偉「秦と漢初の文書伝達システム」では、「以郵行書（郵を以て書を行ふ）」と「以次伝書（次を以て書を伝ふ）」は、秦から漢初において二種類の基本となる公文書の伝達方式としながら、限られた路線に設置された郵による快速の機能と、長距離で速度の遅い文書伝達を区別している。<sup>(16)</sup> また陳偉氏は、この時期にみられる「伝」「置」は、官が提供する車馬などの交通手段であり、文書を伝達する機能をもっていないと指摘している。

ただし前漢後半期では、郵と置に宿泊や情報伝達の機能がみられる。<sup>(17)</sup> たとえば敦煌懸泉置の遺跡は、烏院（宿舍）と馬廐区、倉庫、見張り台、廃棄場所などに分けられている。張俊民氏は、置の長官は丞で、その下には倉嗇夫、厩嗇夫、厨嗇夫、置嗇夫を設け、それぞれ佐がいる。元帝より以降では、丞は見えず、厩嗇夫、置嗇夫がいるという。またエノ・ギール氏は、置が郵より規模の大きい「伝達基地（サービステーション）」と想定している。

だから漢簡の里程簡が、文書伝達を示すのであれば、郵の設置や一日のノルマではなく、主な中継地となる地名を記していることになる。漢簡では、そこに県と置が現れている。しかしさらに注目されるのは、当時の交通の実態である。



秦漢時代の交通では、人びとの往来に関する施設として、関所と宿場（県の伝舎、置など）がある。こうした津関を通過するには、中央や地方官府が発行する通行証（伝、符）が必要であり、「伝」は官僚・官吏の公的な出張や赴任、帰省などに使用された。その行程について、張家山漢簡「奏讞書」に始皇帝二十七年、二十八年（前二二〇、二一九）の「●南郡卒史蓋廬摯田假卒史賜復攸庫等獄簿」一二四～一六一簡がある。<sup>18)</sup>

御史書以廿七年二月壬辰到南郡守府。即下。甲午到蓋廬等治所。其壬寅補益從治。上治它獄。●四月辛卯賜有論去。五月庚午朔・益從治。蓋廬有資（貲）去。八月庚子朔論去。盡廿八年九月甲午巳。凡四百六十九日。朔病六十二日。行道六十日。乘恒馬及船行五千一百卅六里。〔率〕之。日行八十五里。〔奇〕卅六里不〔率〕。除弦（元）・伏不治。它獄四百卅九日。定治十八日。

●御史下書別居它筭。●今復之。……

ここでは調査が遅れた原因として、関係する人物が不在や病気であった記載がある。そのなかに「行道六十日。恒馬に乗り及び船行すること五千百四十六里。之を率するに、日に八十五里を行き、あまり四十六里」とある。つまり旅行の行程は、全部で六〇日にわたる五一四六里であった。その内訳は、恒馬に乗る陸路と、船で行く水路がある。それを平均すると、一日あたり八五里（約三四キロ）となり、余りが四六里である。これは秦代交通の実情を示している。

居延新簡では、長安（中央）から茂陵より以下の県と置の里程（地方）を記していた。いま旅行の行程と「里程簡」をくらべてみると、その里程は、最大でも一〇〇里をこえない。また懸泉置漢簡では、一定の距離で酒泉郡などの県や置の里程を記しているが、これも最長で一〇〇里以内である。これらは張家山漢簡「行書律」とくらべ、辺境の郡県であることを考慮しても、郵の里程として長距離である。したがって漢簡の里程は、文書を通伝する中継地だけで

はなく、人の移動の基準となる里程が想定できる。しかもそれは、車馬や船を利用した一日の行程に近い里程となっている。

ただし里耶秦簡「地名里程簡」のルートは、古代の交通路として主要な路線に沿っており、①52は遷陵県が終点となっているが、その里程は、県と郵の設置区間や、一日の文書伝達の行程ともちがっていた。したがって里耶秦簡では、基点となる行程を示すとしても、一日の文書伝達や旅行の行程とはちがった基準であることが予想される。これは文字資料と人の移動をふくめて、その里程の意義を考える必要がある。

## 二 尹湾漢墓簡牘にみえる交通

これまで地名里程簡をめぐって、秦漢時代の文書伝達と、旅行の行程などを確認してきた。ここでは公文書の通送のように、郵や行政機構の施設によって文字資料を伝達する文書システムに対して、人が移動する機能の相違に注意してみた。そして『二年律令』行書律の規定とくらべれば、郵や行政機構による公文書の通送の基準（設置の間隔、一日のノルマなど）と、里程簡の基準は一致しなかった。しかし漢簡の里程簡は、漢初の『奏讞書』の案件と同じように、ほぼ一日の旅行の行程（八五里、約三四キロ）に相当することがうかがえる。また里耶秦簡の里程も、一部は長距離であるが、文書の伝達だけではなく、旅行の行程を反映しているようにおもわれる。

それでは、これを具体的な地域モデルとして考えることはできないだろうか。それを示すのは、尹湾漢墓簡牘である。<sup>19</sup>ここでは木牘の集簿、吏員定簿と、竹簡「曆譜」の記載によって、漢代の交通と情報伝達を考えることができる。

一九九三年に江蘇省連雲港市で発見された尹湾漢墓簡牘は、前漢末の東海郡の行政機構と、郡県社会の構造をうか

がう貴重な資料である。この墓主は、かつて卒史で、のちに東海太守功曹史となった師饒（字、君兄）であると推定されている。

木牘（二正）の集簿には、東海郡の県邑・侯国を三八として、郷、里、里正、亭、亭卒、郵の数と人数を記している。ここには「郵三四」とあり、ほぼ一県一郵に近い。

郷一百七十……亭六百八十八、卒二千九百七十二人、郵卅四、人四百八、如前。

また木牘（二正・反）の「吏員定簿」には、東海郡の官僚・官吏の構成と秩禄を記している。これは県一八と、邑二、侯国一八で構成されており、そのほか塩鉄の官が置かれている。このなかに「郵佐」がある県は、以下の通りである。<sup>(20)</sup>

下邳・郵佐二人 郷 ・・ 郵佐二人 費・郵佐二人 臨沂・郵佐二人

利成・郵佐一人 蘭旗・郵佐一人

これを集簿と合わせてみると、つぎのような可能性がある。①郵は三四の県、侯国に設置されたが、郵佐は下邳、郷、費、臨沂、利成、蘭旗の六県に置かれている。②郵佐を二人置く県は、一県に二ヶ所の郵を設置しているか、あるいは郵の規模が大きいことが想定できる。ともかく郵は、全部の県ではないが、複数の県に設けられている。

そこで東海郡の領域で、郡太守府・都尉府、県・侯国、塩鉄の官、郵、亭の配置や立地をみると、つぎのような特徴がある<sup>(21)</sup>（図を参照）。

太守府・主要河川の丘陵に挟まれ、人口が集中する郷県にある。行政全般を統括。

都尉府・郡府から魯国へ抜ける交通の要衝（費県）に位置する。軍事などを管轄。

大県・県・人口の多い大県は、丘陵地と境界付近・海岸線に位置する。

侯国・山地と丘陵・平野部に位置しており、人口は少ないとおもわれる。

塩・鉄官・生産地の立地に規制された県で、別に設置されている。

郵…郵は三四ほど設置。郵左は六県で一〇人、主要な交通ルート上にある。

亭…亭長が三〇以上の県は、人口の多い県と、境界の県に位置する。

海西(五四)、下邳(四六)、郟(四一)、蘭陵(三五)、胸(四七)

費(四三)、即丘(三三)、厚丘(三六)、利成(三二)、臨沂(三六)

これによって、東海郡の治所の郟県で、重要な公文書や危急の文書が受信・発信される時は、大きく二つのルートが想定できる。一は、魯国をへて、東海郡の費県―臨沂県―郟県というルートである。二は、楚国あるいは臨淮郡をへて、東海郡の下邳―郟県というルートである。ここに郵佐が置かれている。そして郟県からは、さらに放射状に所轄の各県とやりとりが行われるはずである。

また一般の文書は、郵ではなく、各県城や亭などの施設によって伝達されることになるが、そのルートは、ほぼ郵の場合と同じように、西北は費県を通過して伝達され、西南は下邳を通過して伝達されたであろう。そして所轄の各県との往来は同じである。

尹湾簡牘の年代は前漢末であり、漢簡の里程簡と近い。<sup>(22)</sup>そこで東海郡の文書伝達のルートと通伝の実情をみると、その関係が理解できる。すなわち東海郡では、県城と県城の間に、一あるいは二の郵が設置されることになる。その距離は、仮に県と県の間が五〇〜七〇キロ程度とすれば、県―郵―県の間隔は半分の二五〜三五キロとなる。もし郟県と下邳、郟県と利成・臨沂県の間で、郵が複数あれば、その間隔は二五キロ以下となる。この県と県の距離は、漢簡の里程簡とほぼ同じであるが、郵を入れた距離はやや短くなる。とすれば前漢後半期の東海郡では、郵は一県にあ

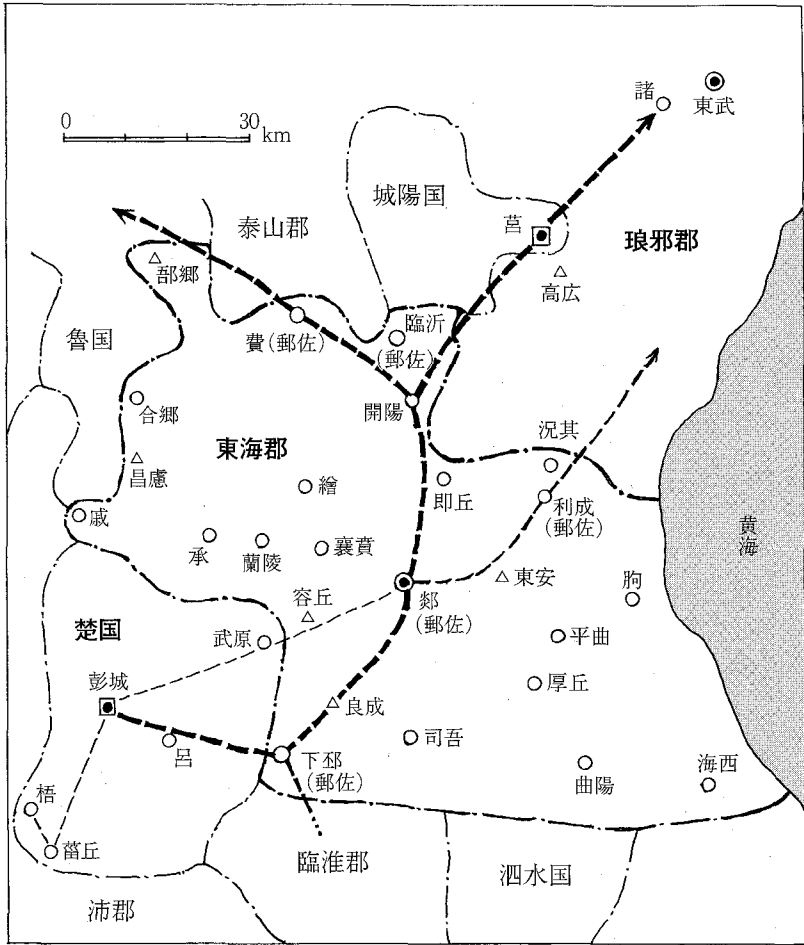


図2 尹湾漢墓簡牘の交通ルート

- 郡の治所
- 県
- △ 侯国
- 国の都城

る場合には、一、二ヶ所ほど置かれ、その距離は六〇数里（約二五キロ程度）以下に変更されていたことになる。ただし漢簡の里程簡は、郵ではなく、県と置の地名を記していた。したがって尹湾漢墓簡牘と比較しても、漢簡の里程は郵の間隔よりも広く、いくつかの県を集約した里程であることがわかる。

それでは前漢末では、人の旅行は、どのように行われたのだろうか。尹湾簡牘の竹簡「曆譜（元延二年日記）」は、元延二年（前一）の曆を大・小の月に分割し、節季や一年間にわたる個人的な記録がみえる。それは墓主とおもわれる人物が、県の官府で勤務するほかに、出張などの旅行を記しており、ここから具体的な交通ルートと宿泊地を知ることができる。<sup>(23)</sup>ここで東海郡の内外に行くとき、その宿泊地をあげてみよう。

A 正月十八日……十九日…武原就？陵亭、二十日…武原中門亭、……二十三日…彭城伝舎、……二十五日…二十七日…彭城伝舎、……二十九日…武原伝舎、三十日…宿舎

B 二月七日…蘭陵良亭、八日…武原中郷、……十一日…呂伝舎、十二日…煩？亭、十三日…宿舎

C 二月十五日…柴陽亭、十六日…鹿？至？亭、十七日…呂伝舎、十八日…彭城防門亭、十九日…二十一日…南春亭、……二十四日…二十九日…南春亭、……三月六日…宿舎

D 三月二十五日…鄆亭、二十六日…下邳中亭、二十七日…彭城伝舎、……二十九日…四月一日…彭城伝舎、……三日…菑丘伝舎、四日…梧伝舎、……六日…南春宅、七日、八日…子巖舎、九日…伝舎、……十一日…二十日…彭城伝舎、二十一日…南春亭、……二十三日…二十六日…南春宅、二十七日…二十九日…子巖舎、……五月三日…南春宅、……六日…十二日…南春宅、……十四日…十七日…南春宅、……十九日…二十三日…南春宅、……二十五日…二十七日…南春宅、……二十九日…南春宅、三十日…靈？亭、六月一日…南春宅、二日…房離亭、三日…謁慮亭、四日…宿舎

E 六月二十一日…宿舎、…二十三日…陳文卿家、二十四日…良県伝舎、二十五日…宿舎

F 七月…二十日…蘭陵伝舎、二十一日…二十三日…建陽伝舎、…二十五日…陰平、二十六日…蘭陵紫？朱？

亭

G 九月八日…山郵、九日…開陽都亭、十日…宿舎

H 九月二十六日…襄賁伝舎、二十七日…襄賁樊？亭、…二十九日…襄賁伝舎、三十日…宿舎

I 十月三日…博望置、四日…羽北一、…六日…宿舎

J 十一月二十六日…利県南門亭、二十七日…臨沂伝舎、…二十九日…高広丞舎、三十日…東武伝舎

K 十二月九日…開陽亭、十日…莒伝舎、十一日…諸伝舎、…十三日…高広都亭、十四日…莒伝舎、十五日…臨

沂伝舎、十六日…宿舎

このほか一日の行程として、三月十一日に「厚丘平郷」、三月十三日に「柘陽…」、十月十日に「陳少平家」とある。ただし彭城にある「南春宅（南春亭）」「子巖舎」と、「陳文卿家」「陳少平家」などは、私的な宿泊か、客を泊める舎のようにおもわれる。<sup>24</sup> これらの行程と宿泊には、つぎのような特徴がある。

まずAは、郊県から楚国の彭城までの往復であるが、基本的には武原と彭城の県城にある伝舎に宿泊している。しかし往路では、この間に武原の二つの亭に宿泊している。その距離は、現在の直線ルートで、郊々武原は約五〇キロ、武原々彭城は約六〇キロである。Bは、郊から楚国の呂県までの往復である。直線ルートで約九〇キロであるが、ここでは蘭陵、武原を通って行き、帰りは間に一日おいて郊に着いている。これは迂回する道路を入れて、一日に約五〇キロ近く移動している。Cは郊から、楚国の呂県をへて彭城へ行くルートである。ただしここでは、長期にわたって南春亭に宿泊している。これと南春宅は地名が同じであるが、同じ宿舎かは不明である。

Dは、郷から東海郡の下邳を通つて、楚国の彭城を往復するルートであるが、三月末から六月初まで二ヶ月以上におよんでいる。その宿泊は「彭城伝舎」と「南春宅」が多く、一部に「子巖舎」がある。この旅行では、出発する前の三月一九日に「宿家病」、二〇日に「宿家奏記」とある。また帰つたときは六月四日に「宿舎」とあるが、そのあと六月六日から二〇日まで「宿家」とあり、二二日に「宿舎」のあと、Eの「陳文卿家」「良県伝舎」の滞在をへて、ふたたび二五日から二八日まで「宿家」とある。そして二九日に「病告」とある。とすればDとEの旅行は、必ずしも公用出張ではなく、あるいは病気に関連して、長期の休暇で知人のところに滞在したのかもしれない。

これ以降は、短期の旅行が多い。Fは、出発日は不明であるが、七月に東海郡の蘭陵、建陽、陰平を訪れている。郷から蘭陵までは、直線ルートで約四五キロである。またGは、九月に二日間で山郵と開陽県を訪れており、開陽までは約五五キロである。Hも短期間で襄賁を往復している。郷から襄賁まで約二五キロである。

Iは、十月に二日間で、東海郡祝其県の羽山に行ったとみなされている。祝其県まで約六〇キロである。Jは、十一月に臨沂県から琅邪郡の高広県を通つて、郡治所の東武県を往復している。郷から臨沂までは約七〇キロである。Kは、十二月九日から、東海郡の開陽県、城陽国の莒県をへて、琅邪郡の諸県に行つてゐる。ここでは翌日の宿泊が欠落しているが、おそらく終点は、諸県のすぐ近くにある東武県であろう。そして復路は、高広、莒県、臨沂を通じて帰っている。

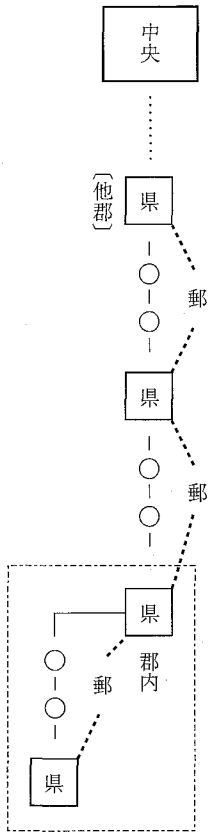
このように「曆譜」の旅行をみると、その宿泊は県城の伝舎が基本であり、高広丞舎の例もある。県の間は、亭に宿泊するケース（武原の亭2、蘭陵の亭2、某亭8、彭城の亭1、下邳の亭1、開陽の亭1、襄賁の亭1、利県の亭1、高広の亭1）が多い。このほか宿泊には、武原中郷、山郵、博望置の例がある。したがって、郷の施設や郵、置に宿泊することはできるが、東海郡の周辺では公用旅行の一般的な宿泊所となっていない。



「曆譜」の旅行ルートは、短期間をのぞいて、治所である郟県から楚国と琅邪郡の方面である。これを郵をふくむ交通ルートとくらべると、郟から下郟を通って楚国に行くルートが一致している。しかし魯国を往来するルートは、この旅行では利用していない。また琅邪郡への旅行では、臨沂、利成県に郵佐が置かれており、もう一つの主要ルートであることがわかる。したがって東海郡の郟県からは、楚国、魯国、琅邪郡に行くルートが主要であり、これは郵佐が置かれている県を反映している。

そのとき一日の行程は、県と県との間で、遠いもので六〇、七〇キロ、近いもので二五キロ程度の移動である。これは歩いて移動する場合と、車馬の利用によって、それぞれ行程が異なるであろう。先に文書伝達でみたように、郵人の伝達は、一日で一六〇里（二〇〇里（約六七〜八〇キロ））といわれているが、これはほぼ最速のものである。したがって歩いて往来する場合は、一日約三〇キロ程度となり、四〇、五〇キロ以上を移動するには、車馬などの利用が想定される。

以上のように、尹湾簡牘「曆譜」の旅行ルートと日程をみると、これまでの里程簡は、つぎのように理解されよう。まず文書の伝達では、1 中央あるいは他郡を通過するケースと、2 郡内での伝達がある。また方法には、速達書留にあたる郵の通送と、一般文書の伝達がある。



里程簡は、1中央あるいは他郡を通過するものであり、2の郡内での伝達ではない。このとき一般文書の伝達は、各県を通過するはずなので、県と置などを組み合わせる里程とはならない。また郵の通伝をみると、漢初から前漢後期まで、県と県との間に郵が設置されている。したがって里程簡は、それぞれの郵による遞送や、一般文書を伝達する施設ごとの距離を示すものではないことがわかる。

つぎに郵を伝送する一日のノルマも、里程簡の距離とは一致しない。しかし一般文書を伝送する主要な施設(キー・ステーション)の基準とすれば、あるいは一〇〇里(約四〇キロ)以内として想定できるかもしれない。

人の往来では、1に宿泊の基点となる地名を記しているか、2に、ほぼ一日の行程を示すことが想定できる。このうち漢初の『奏讞書』や、尹湾漢墓簡牘の旅行日程をみると、漢簡の里程簡は、一日の行程と近い距離を示している。それは歩く場合よりも、車馬による距離に近い。そこで漢簡の里程は、文書伝達か人の移動のどちらかであっても、ほぼ一日の旅行の行程に対応していると推測できる。

ただし里耶秦簡の里程は、それとは少し違っている。ここでは車馬や船としても、一日の行程をこえており、その距離も等間隔ではなく不規則である。これは文書伝達のノルマではないことが明らかである。そこで里耶秦簡の場合、中央から地方、あるいは地方から北方に行く交通のように、なんらかの基点となる地名を示しているようにおもわれる。このとき注目されるのは、臨沆から遷陵県まで九一〇里とあるように、水路による行程を示すとおもわれる点である。これは旅行手段の違いとなる地名が基点になっている可能性<sup>(26)</sup>がある。

以上のように、秦漢時代の交通では、文書を送る文字資料の移動と、人が移動して情報を伝える場合がある。これまでは文書行政として、公文書の伝達が注目されていたが、人の移動もまた重要であることがわかる。そして里耶秦簡と漢簡の里程簡は、その時代と距離間隔は同じではないが、文書を送る主な施設を示すか、あるいは人の

移動による行程の基準と考えた。漢簡の里程は、ほぼ一日に車馬などで移動する距離に対応しており、いくつかの県と置を結ぶ行程となっている。

### 三 交通と情報伝達

それでは交通と人の往来による情報伝達には、どのようなものがあるのだろうか。秦漢時代の交通と旅行では、秦の始皇帝や漢武帝の巡行があり、武帝の巡行には司馬遷も随行している。<sup>(27)</sup>これは皇帝が幹線ルートを通って巡行、宿泊する過程で、地方の人びとが皇帝を拝見し、中央の情報を知るといふ効果がある。また始皇帝は、各地で刻石をしており、これも地方にむけたメッセージである。

公的な旅行では、使者の派遣のほか、官僚の赴任や、官吏の往来、公用出張、休暇による帰省、軍隊の出勤による人びとの移動がある。これらは、人の移動にもなって文書が伝達されたり、あるいは口頭で伝えられるケースが想定され、中央と地方の情報伝達をもたらすものである。<sup>(28)</sup>

官吏と庶民では、官吏が引率して徭役に赴いたり、租税や物資の輸送に従事する移動などがある。その一例は、『史記』にみえる劉邦の引率である。

高祖以吏繇咸陽。吏皆送奉錢三。何獨以五。

(卷五三、蕭相国世家)

高祖常繇咸陽、縦觀、觀秦皇帝。喟然太息曰、嗟乎、大丈夫當如此也。

(高祖本紀)

高祖以亭長為縣送徒酈山。徒多道亡。自度比至皆亡之。到豐西澤中、止飲。夜乃解縱所送徒。<sup>(29)</sup>

(高祖本紀)

「徭」とは、尹湾漢墓簡牘では、官吏が出張するときに使われる用語で、人を引率する場合がある。<sup>(29)</sup>劉邦は、沛県

の吏として咸陽の都に行き、そこで始皇帝を見ている。これも中央の情報を知る機会となる。亭長として、刑徒を酈山（始皇帝陵）の造営に送るときには、逃亡する者が多く、一緒に逃げている。これがのちに沛県で蜂起するきっかけとなった。

しかし、こうした公的な制度による交通のほかに、もう少しちがう移動がある。それは学問で土地を離れたり、仇や罪を避けての移動、客としての寄食などである。これらは秦代から漢代にかけて、つぎのような例がある。

下相（泗水郡、江蘇省宿遷県）で育った項羽が、項梁と一緒に仇を避けて会稽郡（治所、江蘇省蘇州市）の呉中に逃がっている。のちに会稽郡の守を殺して蜂起し、長江を渡って北上した。（項羽本紀）

これは戦国末期の楚の領域にある地域から、南方の地方への移住である。ところが項梁と項羽の例をのぞけば、『史記』にみえる秦代の移動は、楚の北方に位置する沛県を基点として、楚と三晋（韓、魏、趙）の東西に移動するケースが多い。

1 張耳は大梁（河南省開封）の人。若いころ魏公子・信陵君の客となった。秦が大梁を滅ぼしたあと、張耳は外黄（碭郡、河南省）に家をかまえていたが、劉邦がしばしば客となって数ヶ月ほど逗留している。……陳余も大梁の人。儒術を好み、しばしば趙の苦陘に行った。魏の滅亡後に、二人は姓名を変えて陳県に行った。

（張耳・陳余列伝）

2 張良、先祖は韓の人。秦が韓を滅ぼしたあと、礼を淮陽に学び、そこで力士を得て、博浪沙（三川郡陽武県、河南省鄭州の東）で始皇帝の暗殺を企てた。しかし失敗して下邳（東海郡、江蘇省古邳）に逃げる。そこで老人と出会い、『太公兵法』を授かったという。（留侯世家）

3 呂公は単父（碭郡、山東省単県）の人。仇を避けて沛（江蘇省沛県）の県令の客となり、劉邦に娘を嫁にやる。

4 周勃、先祖は魏の卷（三川郡）の人。泗水郡の沛県に移る。

（高祖本紀）  
（絳侯周勃世家）

こうしてみると、劉邦が蜂起した沛県は、たしかに魏人が移住しており、韓、魏などと東西の交流が強いことがわかる。これは項羽が、一貫して楚の領域内を移動している情勢とはちがっている。<sup>(30)</sup> 彼らは非合法のものをふくんでいるが、すでに東方沿岸部で東西や南北の移動があることを示している。

このなかで仇や罪を避けた者は、移住した先で客となって応対されている。また張良の話では、老人から『太公兵法』を授かったという説話がある。そこで人の移動では、各地の情報が伝えられ、それは文字資料（文書、書籍、書信など）や、口頭（伝聞、風聞）によるケースが予想される。秦末に陳涉と呉広が蜂起したことが、すぐに各地に伝わっているのも、こうした人びとの伝聞によるものであろう。<sup>(31)</sup>

このほか戦争や叛乱などによって、国家の軍隊や各地の人びとは、広く移動している。また戦乱の余波は、それを避けた難民などの移動をうながすことになる。また災害などで流民となる人びとや、商人などの往来もある。このような人びとの移動は、中国人口史、移民史の問題となっている。<sup>(32)</sup>

漢代では、各地の諸侯王や官吏などに寄食する客たちがいる。その代表的な人物は、景帝・武帝期のときに文学で有名な司馬相如である。『史記』司馬相如列伝によると、かれは蜀郡成都の人で、景帝のとき郎となって長安に行き、武騎常侍となった。ところが、たまたま来朝した梁孝王が連れてきた遊説の士を知り、諸生や游士と一緒に舍に寄食している。このとき梁国（都城は睢陽、河南省商丘）には、齊や淮陰、呉の人たちがいたという。これも東方沿岸部の移動を示している。景帝中元六年（前一四四）に梁王が亡くなると、郷里の蜀郡の成都に帰った。このとき臨邛の県令のもとで都亭に寄食しており、卓文君と結婚したのは、こうした待遇の時期である。

武帝の時代に、司馬相如は天子のために賦を作成している。数年後に、唐蒙が巴・蜀の吏卒を徵發して夜郎へ進軍するときには、使者となって「巴蜀の太守への檄文」を作つて、軍事行動と物資の支援をしている。元光五年に、巴・蜀・広漢の卒を徵發して、西南夷への道を建設するときには「蜀の父老を諭す文」を作つた。また相如は、このあと中郎將となつて節を持ち、西夷への使者となっている。

このように司馬相如の旅行をみると、1 郎として着任する旅（成都→長安）、2 諸侯王国への往来（長安→梁国、河南省永城県→成都）、3 蜀郡内の移動（成都→臨邛→成都）、4 使者として文書の伝達（蜀郡→長安→蜀郡）、5 使者としての往来（蜀郡→西夷）などがみえる。その過程において、かれは各地に賦や文書を伝えている。

したがつて秦漢時代では、中央の都城や地方都市に文書や書籍などを伝えたのは、行政官府や官僚によるだけでなく、諸侯王や列侯、郡県の官吏、私人などに寄食する人びとによる場合があつたと推測されるのである。

交通による情報には、さらに個人的な書信など、さまざまな伝聞がある。書信については、『史記』にみえるほか<sup>33</sup>に、湖北省雲夢県の睡虎地四号秦墓から戦国後期の私信の木牘二枚が出土して、その形態がわかるようになった。これは従軍した兵士が、家族に宛てた書信である。また漢代文帝期の馬王堆帛書『戦国縦横家書』には、戦国外交に従事した書信をふくむ故事がある。ここには発信と受信者のほかに、往来して書信を持ち運ぶ人びとがいる。

交通と情報伝達では、文書や書籍、口頭による形態のほかに、さらに社会の人びとに受容される状況を考える必要がある。これらは中国古代の社会システムという全体的な問題となる。

## おわり に

本稿では、里耶秦簡「地名里程簡」を手がかりとして、文書伝達と人の移動を検討した。その結果、里耶秦簡の里程は、漢初の張家山漢簡「行書律」にみえる郵の設置や、行程のノルマと合わなかった。そこで居延漢簡と懸泉置漢簡の「里程簡」とくらべて、同じように文書伝達の基準とすると、これも規定と合わないことがわかる。そこで注目したのは、人の移動による旅行の行程である。

張家山漢簡『奏讞書』にみえる秦代の案件には、水陸の旅程に関する記載があり、それを平均すると、一日あたり八五里（約三四キロ）となっている。この行程は、水陸を平均したものであるが、漢簡の「里程簡」の距離、すなわち一〇〇里以内（約四〇キロ）とよく似ている。そのため秦漢時代では、文書伝達の主な基点を示す場合でも、旅行の行程を基準とすることが推測できる。ただし里耶秦簡「里程簡」は、さらに不規則で離れている地名があり、また必ずしも中央から地方への路線となっていないため、旅行の行程としても、より大きな交通の基点が示されていることになる。

こうした「里程」を考えるため、さらに尹湾漢墓簡牘の記載と、竹簡「曆譜」の記録を手がかりとして、実際の旅行日程と宿泊地について考えてみた。ここでは、宿泊の基本は県城の伝舎であり、県城と県城の間では、亭に宿泊するケースが多い。一日の行程は、遠いもので六〇、七〇キロ、近いもので二五キロ程度の移動である。これは交通手段を考慮する必要があるが、ほぼ漢簡の里程簡の範囲内にある。

したがって、これまで秦漢時代の里程簡は、郵書や文書伝達に関係するとみなされていたが、「行書律」の規定や、尹湾漢墓簡牘とくらべてみると、複数の県と置舎などの施設を集約しており、それは旅行の行程基準に近いと考える。<sup>34)</sup>

また交通と情報伝達の意義では、つぎのような点が指摘できる。秦漢時代の交通には、秦の始皇帝や漢武帝の巡行をはじめ、官僚の赴任や、官吏の往来、公用出張、休暇による帰省、軍隊の出勤による人びとの移動がある。これらは地方の人びとが皇帝を見たり、中央と地方の情報伝達をもたらすものである。また庶民では、引率されて徭役に従事したり、租税や物資の輸送をする移動などがある。

しかし注目されるのは、こうした公的な制度による交通のほかに、学問で土地を離れたり、仇や罪を避けての移動、客としての寄食や、流民となって移住する人びとの存在である。ここには諸侯王や官僚の客になるほか、郡県の官吏や私人の客となるケースがあり、また書物や書信を伝えた話と重なる場合がある。したがって秦漢時代の交通では、こうした人びとの移動による情報にも注目する必要がある。これらについては、今後とも出土資料と情報伝達の検討をつづけたいとおもう。

## 注

- (1) 大庭脩『秦漢法制史の研究』（創文社、一九八二年）、永田英正『居延漢簡の研究』序章（同朋舎出版、一九八九年）、同「文書行政」〔殷周秦漢時代史の基本問題〕汲古書院、二〇〇一年）、李均明・劉軍『簡牘文字学』（広西教育出版社、一九九九年）、初山明「中国の文書行政」〔文字と古代日本〕二、吉川弘文館、二〇〇五年）など。
- (2) 王子今『秦漢交通史稿』（中京中央党校出版社、一九九四年）、高敏『秦漢郵伝制度考略』（一九八五、『秦漢史探討』中州古籍出版社、一九九八年）、エノ・ギール『郵』制攷』（『東洋史研究』六三―二、二〇〇四年）など。
- (3) 拙著『司馬遷の旅』余論「漢代の旅行事情」（中公新書、二〇〇三年）。
- (4) 日本古代史の視点は、松原弘宣「日本古代の情報伝達と交通」（松原弘宣ほか編『古代東アジアの情報伝達』汲古書院、二〇〇八年）などに示されている。



(5) 湖南省文物考古研究所等「湖南龍山里耶戰國—秦代古城—号并発掘簡報」(『文物』二〇〇三年一期)、湖南省文物考古研究所、湘西土家族苗族自治州文物処「湘西里耶秦代簡牘選釈」(『中国歴史文物』二〇〇三年一期)、湖南省文物考古研究所「里耶発掘報告」(岳麓書社、二〇〇七年)。

(6) 「里耶発掘報告」第二章、四簡牘(一)3「地名里程簡」一九六〜二〇三頁では、秦代の一里を〇・四一五八キロとするが、ここでは目安として〇・四キロで計算する。地名については、石黒ひさ子「里耶秦簡J1⑩52記載の地名について」(『中国出土資料研究』)、鐘煒「試探洞庭兵輪内史及公文伝通之路線」(武漢大学簡帛網、二〇〇五年一月)などの考証がある。

(7) 「居延新簡」甲渠候官(中華書局、一九九四年)破城子探方五九。写真は下の三八九頁。

(8) 甘肅省文物考古研究所「敦煌懸泉漢簡釈文選」(『文物』二〇〇五年五期)写真一九頁では、郵置道里とし、胡平生・張徳芳編撰「敦煌懸泉漢簡釈文」(上海古籍出版社、二〇〇一年)五六〜五九頁に釈文と注釈があり、背面は正面と関係のない出入簿という。巻末には、郝樹声「敦煌懸泉里程簡地理考述」がある。

(9) 拙稿「戦国秦の領域形成と交通路」(拙著『中国古代国家と郡県社会』汲古書院、二〇〇五年)のほか、近年の研究は、雍際春「天水放馬灘木板地図研究」(甘肅人民出版社、二〇〇二年)、張修桂「中国歴史地貌与古地図研究」第十一章「放馬灘戦国秦墓出土古地図」(社会科学文献出版社、二〇〇六年)に整理と考察がある。

(10) 「睡虎地秦墓竹簡」(文物出版社、一九九〇年)行書律。

(11) 「張家山漢墓竹簡」(二四七号墓)『文物出版社、二〇〇一年』の写真と、「張家山漢墓竹簡」(二四七号墓)『釈文修訂本』(文物出版社、二〇〇六年)の釈文による。また彭浩「説張家山漢簡《行書律》」(『文物』二〇〇二年九期)、富谷至編「江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究」訳注、研究篇(朋友書店、二〇〇六年)、専修大学「二年律令」研究会「張家山漢簡『二年律令』訳注(六)」(『専修史学』四〇、二〇〇六年)などがある。

(12) 里耶秦簡⑧157。

(13) 張俊民「《二年律令・行書律》浅析」(『秦漢史論叢』九輯、三秦出版社、二〇〇四年)。

(14) 鶴間和幸「司馬遷の時代と始皇帝」(『東洋学報』七七・一・二、一九九五年)。七、七二二里という合計は、もし咸陽を通らず、

黃河流域をふくむ南北の直線距離とすれば、その終点を遷陵県としても、始点は北京のはるか北方となる。

- (15) 永田前掲「文書行政」、エノ・ギール前掲「郵」制攷」など。
- (16) 陳偉「秦と漢初の文書システム」(愛媛大学公開シンポジウム、二〇〇七年一月)、前掲「古代東アジアの情報伝達」(二〇〇八年)。
- (17) 甘肅省文物考古研究所「甘肅敦煌漢代懸泉置遺址發掘簡報」(《文物》二〇〇〇年五期)、張俊民「《二年律令・行書律》淺析」、エノ・ギール「『郵』制攷」など。
- (18) 『張家山漢墓竹簡(二四七号墓)』釈文修訂本。
- (19) 連雲港市博物館「江蘇東海県尹湾村漢墓群發掘簡報」(《文物》一九九六年八期)、連雲港市博物館、東海県博物館、中国社会科学院簡帛研究中心、中国文物研究所編「尹湾漢墓簡牘」(中華書局、一九九七年)。
- (20) 連雲港市博物館・中国文物研究所編「尹湾漢墓簡牘綜論」(科学出版社、一九九九年)には、謝桂華「尹湾漢墓所見東海郡行政文書考述」など多くの論文がある。
- (21) 鶴間和幸「中華の形成と東方世界」(『岩波講座世界歴史3』岩波書店、一九九八年)は略図を作成しており、拙著『中国古代国家と郡県社会』終章でも地理的な説明をしている。
- (22) 尹湾漢墓簡牘には、成帝の永始、元延年間の年号をふくんでおり、懸泉置漢簡の年代は、前漢時代の武帝から昭帝、元帝、成帝と、王莽期をへて後漢時代の光武帝、安帝期におよぶといわれる。
- (23) 高村武幸「前漢末属吏の出張と交際費について—尹湾漢墓簡牘『元延二年日記』と木牘七・八から」(『中国出土資料研究』三、一九九九年)、蔡高進「尹湾漢墓簡牘論考」(台湾古籍出版、二〇〇二年)。また一九九三年に湖北省荊州市の周家台三〇号秦墓から出土した竹簡「曆譜」は、秦始皇帝三十四年(前二二三)の一年間の曆の日付の下に、南郡の官吏の勤務や旅行・宿泊を記している。これは秦代の具体的な路線にしたがって、経過した日数や宿場の事情を知ることができる。彭錦華「周家台三〇号秦墓竹簡、秦始皇三十四年曆譜」(『积文与考釈』(《文物》一九九九年六期)、湖北省荊州市周梁玉橋遺址博物館編「関沮秦漢墓簡牘」(中華書局、二〇〇一年)。
- (24) 公的施設のほかに私人の宅に宿泊することは、今後とも検討の必要がある。

- (25) 高村前掲論文では、「羽」を『漢書』地理志の東海郡祝其原条に「禹貢羽山在南。鯀所殛」とある羽山とする。
- (26) 里耶秦簡の里程簡が、旅行のキーステーションとなる地名を示すとしても、その距離は不均等である。ここでは旅行手段が、何かの変化にもとづく基点を想定しなくてはならない。
- (27) 拙著前掲『司馬遷の旅』。
- (28) 拙稿「張家山漢簡『津関令』と詔書の伝達」(『資料学の方法を探る』六、二〇〇七年)など。
- (29) 尹湾漢墓簡牘の木牘五正には、「罰戍上谷」「上邑計」「送衛士」をふくむ役割に「●右十三人鯀」とある。
- (30) 項羽の蜂起と集結、楚の社会システムとの関係は、拙著『項羽と劉邦の時代』(講談社、二〇〇六年)で簡単にふれている。
- (31) 拙稿「秦始皇帝と諸公子について」(『愛媛大学法文学部論集』人文学科編一三、二〇〇二年)。
- (32) 葛劍雄『西漢人口地理』(人民出版社、一九八六年)、同編『中国移民史』第二卷(福建人民出版社、一九九七年)、羅彤華『漢代的流民問題』(台湾学生書局、一九八九年)など。
- (33) 佐藤武敏『中国古代書簡集』(講談社学術文庫、二〇〇六年)、《雲夢睡虎地秦墓》編写組『雲夢睡虎地秦墓』(文物出版社、一九八一年)など。また安徽省天長市の前漢墓からは、木牘の私信一六枚が発見され、この墓主は東陽県の官吏で、謝孟という人物とみなされている。天長市文物管理所、天長市博物館「安徽天長西漢墓發掘簡報」(『文物』二〇〇六年二期)。
- (34) このほか一九九九年に湖南省沅陵で発見された虎溪山一号漢墓の竹簡が注目される。湖南省文物考古研究所等「沅陵虎溪山一号漢墓發掘簡報」(『文物』二〇〇三年一期)によれば、「黃籍」と分類された資料に、沅陵侯国に所属する郷の戸口統計と調査の変化とともに、侯国から近隣の郡県への距離、各郷から侯国に至る距離、侯国から長安まで二ルートの水陸路線の距離・里程が記されているという。この沅陵侯国は、周家台秦簡の秦代南郡に近く、前漢初期の文帝期ころである。したがって虎溪山漢簡も漢代の交通と旅行の形態を考える資料となる。